

関係者ヒアリング結果概要

1 日時

令和8年8月10日（月）10時00分から11時30分まで

2 場所

出入国在留管理庁（オンライン）

3 対象者

東京都北区地域振興部国際交流・多文化共生推進担当課長 ほか

4 対応者

出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 永田室長 ほか

5 内容

（1）北区に住む外国籍区民の現状

- 北区の外国籍区民は増加しており、2024年9月には初めて3万人に達した。その後も増加が続き、2026年1月1日時点では3万5,000人となり、北区人口の9.6%を占めている。これは、東京23区の中では5番目に割合が高い。特に、入国制限が大幅に緩和された2022年6月頃から、増加のペースが速まっており、今後も増加が続けば、2026年10月頃には外国籍区民の割合が10%を超えるのではないかと見込んでいる。
- 在留資格では「留学」が25.2%と最も多く、約4分の1を占めている。次いで「永住者」が19.1%、「技術・人文知識・国際業務」が17.6%となっている。「留学」の割合が高いことから、北区では20代、30代の外国籍区民が非常に多い。
- 生活上のルールやマナーについては、在留資格にかかわらず課題となっている。永住者や留学生で日本語が分かる場合でもマナーを知らないケースがある一方、家族滞在では日本語そのものが分からないケースもある。特に家族滞在の女性については、日本語学習のニーズが高い。
- 国籍・地域では中国が最も多く、1万5,000人強、全体の43.2%を占めている。次いでネパール、ミャンマー、韓国、ベトナム、バングラデシュ、フィリピン、台湾、米国、フランスの順番である。
- 北区ではバングラデシュ国籍者が多いことが特徴である。東京都内のバングラデシュ国籍者約9,500人のうち、2,071人が北区に居住している。特に十条・東十条周辺に集中して居住しており、「東京のリトル・ダッカ」と呼ばれている。
- 外国籍区民の増加及び多国籍化に伴い、言葉、習慣、文化、宗教の違いを背景とした様々な課題が生じている。住宅からの声や音、ごみの出し方、臭いなどについて地域から意見が寄せられている。また、外国籍区民に対

する日本人区民からの苦情も増えており、生活上のマナーだけでなく、夜間の公園等に外国人が集まることへの不安や、外国人が増えること自体への不安もある。2018 年の「北区多文化共生指針」策定時と比較して、区民からの苦情は明らかに増えている。

- 北区でも少子高齢化が進んでいることから、若年層の外国籍区民に地域の担い手となってもらうことが必要である。

（２）北区の多文化共生施策

- 北区では、外国籍区民をめぐる様々な課題に対応するため、2018 年 7 月に「北区多文化共生指針」を策定し、多文化共生社会の実現に向けて全庁を挙げた取組を進めている。その後、外国籍区民の増加や多国籍化が進んだことから、2025 年 4 月に指針を大きく見直した。
- 最新版の指針では、国籍や文化にかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し合い、地域の一員として自分らしく活躍できる地域社会をつくることを目指している。基本理念は、「一人ひとりの個性を尊重し合い、だれもが地域の一員として活躍できる多文化共生のまち 北区」である。
- 基本理念を実現するため、8 つの施策の方向性を整理し、「機会づくり」「環境づくり」「関係づくり」「場づくり」の 4 つの基本目標を設定している。区民をはじめ、地域、学校、支援団体等と連携・協働し、多文化共生社会の実現を目指している。

（３）主な取組み

①多言語・やさしい日本語での対応、やさしい日本語研修

- 多言語によるコミュニケーション支援として、国際交流員や多文化共生ボランティアの充実、自動翻訳機の導入、通訳クラウドサービスの配備を進めている。自動翻訳機は各所管課の窓口に貸し出しており、戸籍住民課、収納推進課、国保年金課、保育課等にはタブレット端末を設置している。
- やさしい日本語による情報提供も進めており、区職員や区民を対象として、相手に配慮した分かりやすい日本語を使えるよう研修や講座を実施している。

② 日本語学習機会の充実、北区日本語教室

- 北区日本語教室は、外国籍区民が主に生活に必要な日常的な日本語を身につけることを目的としている。初心者を対象に前期・中期・後期の 3 期制で開催しており、これまでに 37 か国、延べ 600 人を超える参

加がある。日本語講師に加えてボランティアも協力し、必要に応じてマン・ツー・マンに近いきめ細かな対応を行っている。

- 外国籍区民の増加に対応して受講者を増やすには講師のマンパワーが不足している。また、令和8年度より民間事業者への委託により受講者数を増やしたが、今後さらに受講者数を増やせるかは、難しいところ。受講者が増えた場合に、現在のような手厚い対応を維持できるかという課題がある。財政面の制約もあり、現状維持での運営とならざるを得ない。

③ 効果的な情報発信（防災・生活情報）

- 行政情報、生活情報及び防災情報等の多言語化を進めている。区公式ウェブサイトは131言語に対応し、AIを活用した翻訳機能を導入している。また、北区防災ポータルサイトは2024年5月に開設し、警報や避難指示等の最新の防災情報を131言語で確認できるほか、防災アプリは4言語に対応しており、防災地図や水害ハザードマップは、日本語版のほか、英語、中国語、韓国語の多言語版を作成している。
- 外国籍区民を対象とした防災講座も開催しており、2023年からは帝京大学大学院の協力を得て、やさしい日本語による防災講演会を実施している。また、北区国際交流紙「Global Thinking」は、行政・生活情報を掲載する多言語広報紙であり、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語、フランス語、ベトナム語の6言語で発行しており、イベント等に合わせ、ネパール語、ミャンマー語、ベンガル語でも作成している。
- 区政への問合せに24時間365日対応するAIチャットボットを導入しており、日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語、ベトナム語、ネパール語、ベンガル語、ミャンマー語で利用でき、ごみの分別等についても問い合わせることができる。
- 一方、外国人コミュニティに対して、こうした情報やAIチャットボットの存在を十分に発信できていないことが課題である。今後は、コミュニティのリーダー等に直接情報を伝える場を設けるなど、既存のサービスを外国人区民に確実に周知するための情報発信を強化していく必要がある。

④ 相談支援体制の充実

- 外国籍区民への相談体制の整備や、外国籍区民向けの相談機関・相談会の周知等を進めている。一方、外国人総合相談窓口は設置できておらず、相談支援は課題となっている。中国語については相談員による

対応や月 1 回の専門相談を実施しているが、英語やベンガル語等への対応は十分ではない。

⑤ 異文化理解の推進

- 文化体験・交流事業、多文化共生関連イベント、多文化教育を実施している。茶道、浴衣の着付け、生け花、書道、折り紙等、日本の伝統文化を実際に体験する機会を設け、日本人と外国籍区民と一緒に活動することを通じて交流を進めている。

⑥ 交流機会の創出

- 毎年 10 月に開催する区民まつりに「国際ふれあい広場」を設け、国際交流団体の協力を得ながら、各国の料理や遊びを楽しむ交流の場を設けている。区民まつりは、王子、赤羽、滝野川の 3 会場で開催しており、「国際ふれあい広場」を設ける王子会場では、バングラデシュ、ネパール、フランス、ウクライナ、フィリピン等、多国籍の住民が出店者として参加している。
- このほか、地域住民との交流、外国語と日本語の絵本のおはなし会、NPO・自治会等が実施する多文化共生関連イベントへの支援も行っている。

⑦ 区・支援団体・コミュニティの連携・協働の促進

- 区・支援団体・外国人コミュニティ等の多様な主体とのネットワークづくり、外国人コミュニティの把握、多文化共生ボランティアの育成を進めている。同じ国籍であっても居住地域によってコミュニティが異なるため、国籍だけで一括りにせず、それぞれのコミュニティとのコミュニケーションを図ることが重要である。
- 「北区国際交流・協力ボランティア（愛称 K-VOICE）」には 400 人弱が登録しているが、恒常的に活動しているのは 40 人弱である。北区日本語教室、庁舎窓口や学校での通訳、広報物の翻訳等に協力いただいている。

⑧ 地域活動への参画促進

- 外国籍区民を地域社会の担い手として位置付け、地域活動への参画を促進している。外国籍区民の意識・意向調査、大学等と連携した地域参画の促進、国や東京都と連携した就労支援等を行っている。
- 交流イベントについても、単に楽しんで終わるのではなく、町会・自

治会の防災訓練やごみ拾い等、具体的な地域活動への参加につながる
ことが重要である。

(4) 検討されている「日本語・生活学習プログラム（仮）」について

- 最低限、生活のための日本語を学習できることが必要である。また、ごみ捨て、公園や図書館等の公共施設の利用方法、生活上のルールやマナーを学べる内容が必要である。特に、ごみ出し等は日本に入国したその日から必要となるため、入国後に学ぶのではなく、『入国前の段階で一定程度学んでいることが必要』である。
- 日本語の学習意欲がなかったり、日本語を必要としなかったりする層が一定程度存在する。特定のコミュニティが形成されている場合、母語だけでも一定程度生活できるため、日本語を学ばなくても生活できてしまう。
- 自治体が自主性に任せて学習を促すことには限界があり、自治体に強制力を持たせることもできないため、国において一定の仕組みを設けることを求めたい。また、入国前に一定レベルに達していることを求めることや、入国後も一定レベルを維持できない場合への厳格な対応についても検討していただきたい。

(5) 日本人と外国人の相互理解及び地域への定着と課題について

- 生活習慣の違いや日本の生活ルールを理解できていないことによるトラブルが発生しており、外国籍区民に関する苦情が非常に多い。日本人区民との相互理解には、地域のお祭り等を活用し、日本人と外国人が実際に交流することが有効であり、特効薬のような取組はなく、草の根的な交流を積み重ねることが必要である。
- 例えば、町会の祭りに近隣の日本語学校の寮に住む外国人学生を招き、浴衣の着付けや盆踊りを一緒に練習した結果、当初外国人との交流に抵抗感を持っていた地域住民との関係が変化した事例がある。このような交流を、将来的には防災訓練やごみ拾い等の地域活動への参加につなげていくことが重要である。
- 北区日本語教室を受託している日本語教育機関とは密な関係を築いている。北区から外国籍区民に知ってほしい情報を伝えたり、警察や消防が日本語教室の場を活用して情報提供したりすることができる。一方、地域にある他の日本語教室や日本語学校との連携は十分ではなく、今後さらに連携を強化する必要がある。
- 一般企業との連携は現時点では十分ではない。外国人を雇用して利益

を得ているのは事業者であるため、事業者が責任をもって外国人従業員に日本のルールやマナーを教えることが望ましいのではないかと考える。今後、企業との連携についても、検討していく必要があると考える。年金事務所等の関係機関、警察や消防、東京都、国との連携についても進めていきたい。

- 転入時に集合型のオリエンテーションを実施することは、対象者が多く難しいため、現時点では実施していない。代わりに、東京都つながり創生財団が作成した「Life in Tokyo」を窓口置き、転入時に配布している。

(6) 外国人住民の孤独・孤立

- 外国籍区民の困り事について相談できる窓口を設置したいと考えているが、現時点では実現できていない。運営を担う団体や地域資源が必要であり、行政単独では難しい。一方、町会・自治会からのお知らせの翻訳、生活ルール・マナー講座、各種交流イベント等は、外国籍区民との接点をつくる取組でもある。こうした接点を通じて地域とつながり、顔見知りになることが、孤独・孤立の防止にもつながると考えている。

(7) 国への意見・要望等

- 国に対しては、多言語対応、相談体制、デジタル技術を活用した情報発信、人材育成、自治体が活用できる標準的なツール・情報基盤、自治体間で共有できる好事例、財政的支援の充実を求めている。また、どれだけ良いコンテンツを作っても、対象者に見てもらえなければ意味がないため、コンテンツの作成だけでなく、外国籍区民に実際に利用してもらう仕組みが必要である。
- 国が作成した教材等については、北区ホームページからリンクを貼るなど、一定程度活用している。コンテンツ自体は良質なものが多いと感じている。しかし、学習意欲が高い人は自らアクセスする一方、学習意欲が低い人や、コミュニティ内で母語だけでも生活できる人は利用しない。そのため、課題はコンテンツの内容だけではなく、必要な人にどう届けるかという「届け方」の問題があるのではないかと考える。
- 外国人の受入れについては、区としては基本的には賛成の立場である。外国籍住民が地域を支える側面を理解しており、排除する意図はない。実際に、北区日本語教室の卒業生が、今度はボランティアとして日本語教室を支えるなど、地域で活躍している外国籍区民も多く、地域で共生できる外国籍区民も多数存在している。

- 一方で、一部の外国籍区民によるルール・マナー上の問題によって、適切に生活している外国籍区民まで偏見や差別の対象となることは避けなければならない。外国人区民には日本のルールやマナーを学んでもらうとともに、日本人区民にも偏見を持つことなく、協力して共生社会をつくってもらう必要がある。
- 短期的には、日本人区民から見ると外国人の受入れによる負担やデメリットばかりが見え、メリットが見えにくい状況となっている。国として外国人を一定数受け入れることが長期的なメリットになるのであれば、外国人を受け入れることで将来どのような社会を実現するのかを明確に示す必要がある。
- 外国籍区民が日本語を習得し、税金を納め、地域活動や町会・自治会活動を担い、例えば災害時に高齢者等を支える側になるといった、「外国人が地域の担い手となる将来像」を、受入れとセットできちんと示すことが必要である。
- 外国籍区民の増加に伴って自治体の業務や財政負担が増加している一方、国や東京都からの補助が減少し、一般財源からの持ち出しが増えている。外国人受入れに関する国の方策を自治体が担う以上、財政的な措置を充実させる必要がある。
- 基礎自治体として、地域や区民から直接寄せられる苦情や現場の課題を国に伝えていくとともに、国が示す方向性に沿って、自治体としてできることにはしっかり取り組んでいく。外国人受入れと共生について、国と自治体が同じ方向を目指して協力していくことが重要である。